

令和6年 避難行動要支援者名簿及び 個別避難計画作成 説明会

令和6年7月3日
防災課・健康福祉課・長寿介護課



田原本町公式キャラクター
「タワラモトン」

本日の次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成とは
4. 質疑応答
5. 閉会
6. 委託事務について（事業所のみ）
居宅介護支援事業所は弥生の里ホール
指定特定相談支援事業所は研修室1. 2

三課の連携

防災課

防災・防犯に関すること

長寿介護課

- ・介護保険
- ・介護予防
- ・高齢者支援等



健康福祉課

- ・健康増進
- ・社会福祉
- ・障害者支援等

説明会の目的

本日の説明会でお話しすることは、個別避難計画の作成を通じて、高齢者や障がいのある人など自力での避難が難しい方が安心して暮らしていける地域にしていくために、皆さまにご協力いただきたいことです。

個別避難行動要支援者名簿とは何か、個別避難計画とは何か、なぜ作る必要があるか、どうやって作成するのか、などを皆さまにお話しさせていただきます。

田原本町について

- 田原本町人口 31,464人（令和6年4月1日現在）
- 65歳以上人口 10,064人
- 高齢化率32.0%
- 世帯数 11,870世帯（令和2年国勢調査）
- 高齢者世帯数 2,048世帯 17.2%
- 独居世帯数 1,323世帯 11.1%

- 避難行動要支援者数
要支援・要介護状態1,000人
障害者手帳等所持者 419人



経緯と取り組みについて

- 平成25年の災害対策基本法の改正により市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化となる。
- 令和3年5月…災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務となる。
- 令和5年3月…避難行動要支援者の避難支援の基本的な考え方や進め方を明確にすることで、支援を適切かつ円滑に実施することを目的として、田原本町避難行動要支援者避難支援プランを定めた。
- 令和5年4月…名簿の更新を行い、要支援者に名簿の登録の意向確認及び避難支援関係者の提供の同意、計画作成の意向確認を実施。
- 令和5年12月～令和6年2月個別避難計画作成モデル事業実施。

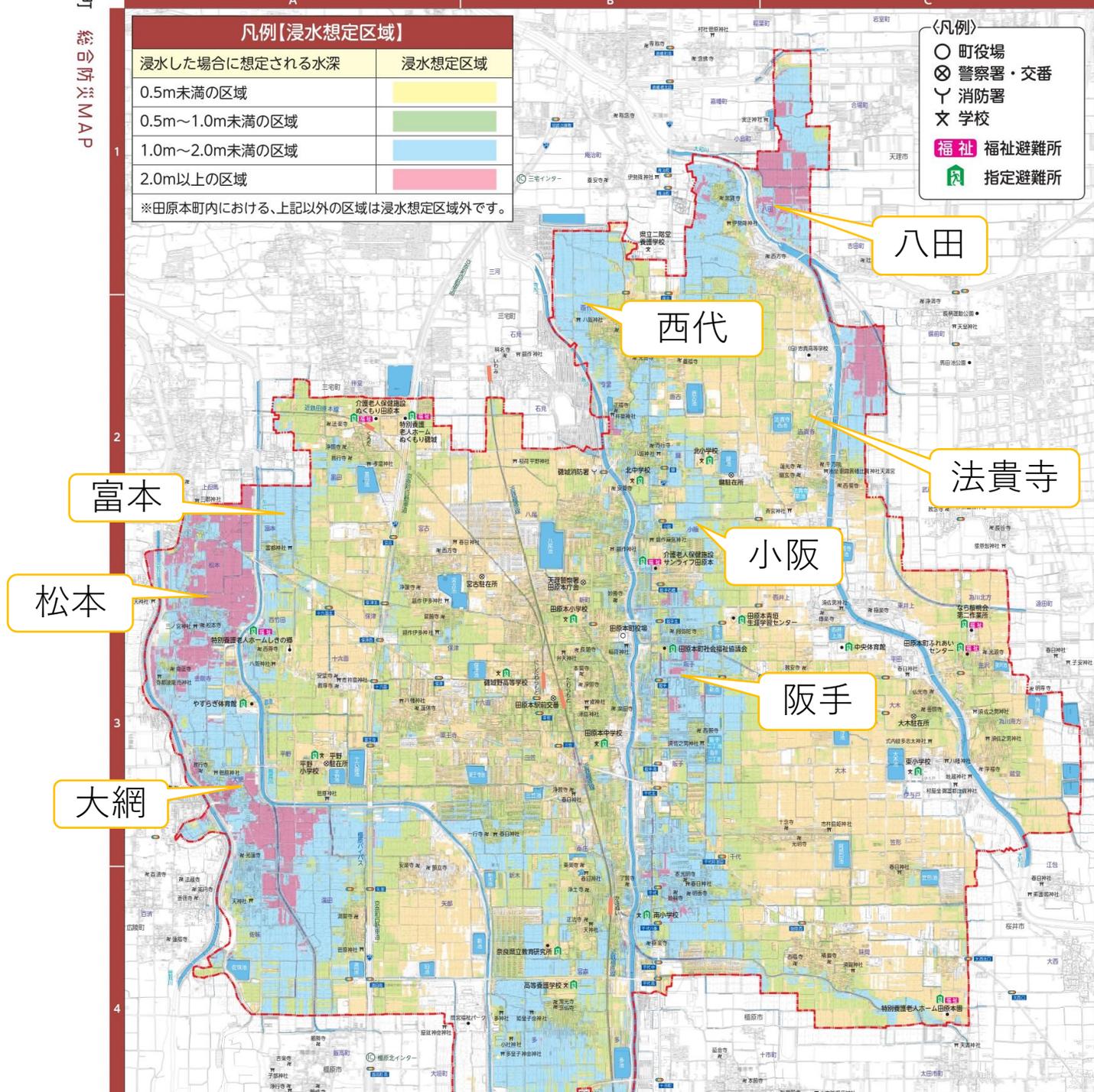
凡例【浸水想定区域】

浸水した場合に想定される水深	浸水想定区域
0.5m未満の区域	
0.5m~1.0m未満の区域	
1.0m~2.0m未満の区域	
2.0m以上の区域	

※田原本町内における、上記以外の区域は浸水想定区域外です。

（凡例）

- 町役場
- 警察署・交番
- 消防署
- 学校
- 福祉 福祉避難所
- 指定避難所



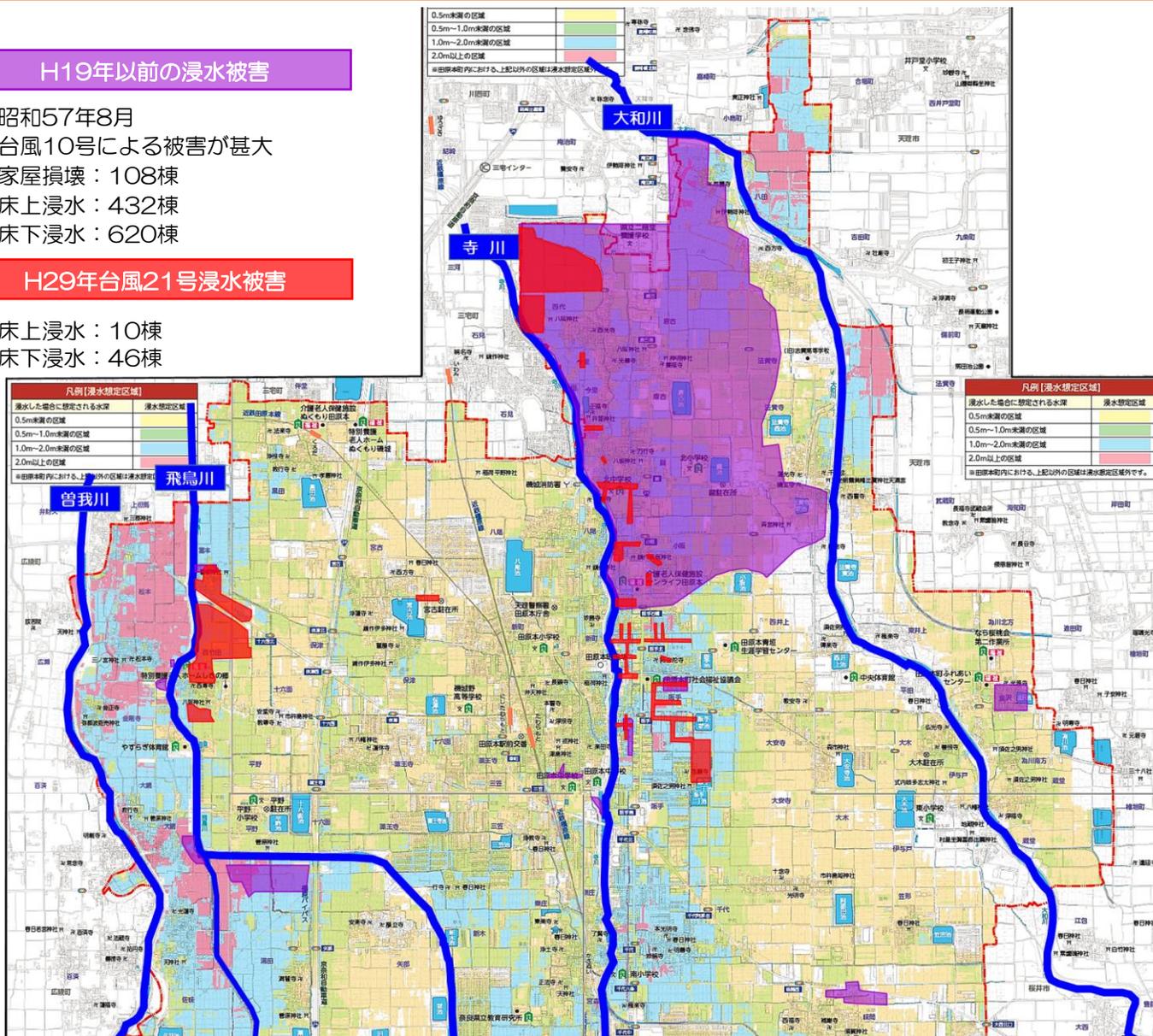
田原本町の過去の水害概要と浸水想定区域

H19年以前の浸水被害

- 昭和57年8月
台風10号による被害が甚大
 - ・ 家屋損壊：108棟
 - ・ 床上浸水：432棟
 - ・ 床下浸水：620棟

H29年台風21号浸水被害

- ・ 床上浸水：10棟
- ・ 床下浸水：46棟



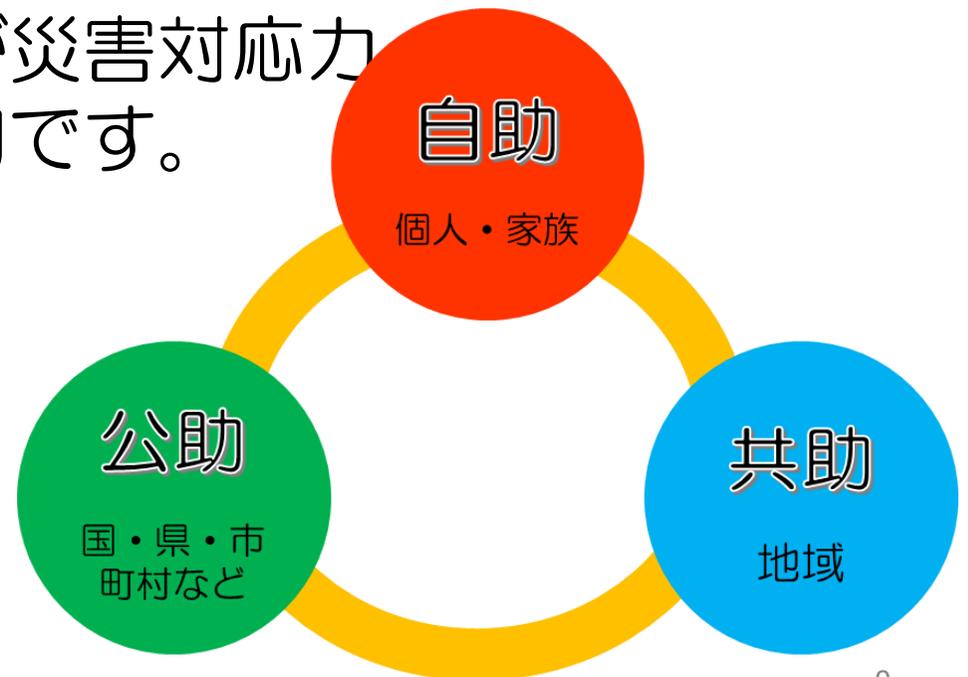
災害から身を守ろう

○自分を守る（自助）

○地域や身近にいる人同士が助け合う（共助）

○国や県、市町村などの役所のする（公助）

災害の被害を最小限におさえるためには
自助・共助・公助それぞれが災害対応力を
高め、連携することが大切です。



避難行動要支援者名簿について

1. 避難行動要支援者名簿とは

「避難行動要支援者名簿」とは、災害対策基本法に基づき、災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々（避難行動要支援者）を、町が把握し、作成する名簿です。

- ① 単身世帯又は高齢者のみの世帯に属する高齢者（75歳以上）で、要支援1・2又は要介護1・2の認定を受けている者
- ② 要介護認定3以上の者
- ③ 障害者手帳1・2級（肢体、視覚、聴覚・言語、内部）を所有する者
- ④ 療育手帳A判定所持者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ⑥ 重症難病患者（特定疾病医療受給者）
- ⑦ その他避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

※田原本町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）より

避難行動要支援者名簿について

2. どのような使い方

○平常時

災害発生時にスムーズな避難支援等を行えるようにするために、同意いただいた方については、災害が発生していない平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供します。

①避難支援等関係者

- ・自治会長・民生児童委員
- ・介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職
(日常から要支援者と関わる者)

○災害発生時

安否確認や避難支援等に必要な限度で名簿情報を避難支援関係者の自治会長、民生児童委員等に提供できます。

①避難支援等関係者

②その他の者

- ・消防機関、警察、自主防災組織、社会福祉協議会等

避難行動要支援者名簿について

行政区 ○○

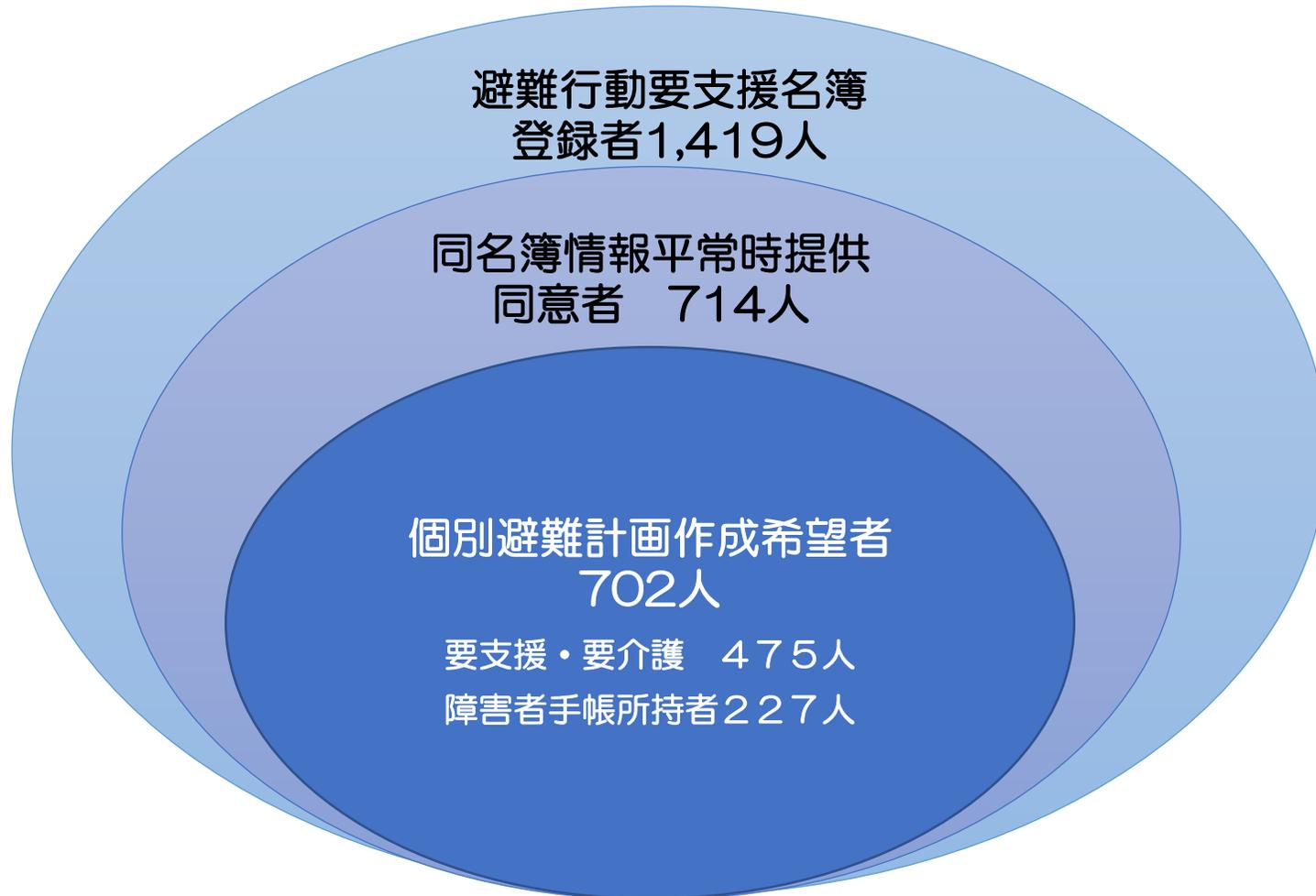
避難行動要支援者名簿

配布日 令和○年○月○日

No	氏名	シメイ	性別	生年月日	電話番号	郵便番号	住所	事由(介護度など)	個別避難計画作成
1	山田 一郎	ヤマダ ｲﾁﾛウ	男	S10.5.1	0744-33-0000	636-0000	田原本町0000	要介護4	
2	田中 花子	ﾀｶﾊﾞﾈ ｶﾈｺ	女	S45.1.1	090-1234-0000	636-0000	田原本町0000	身体1級	○
3	鈴木 太郎	ｽｽﾞｷ ﾀﾞｲﾛウ	男	H1.10.10	0744-33-0000	636-0000	田原本町0000	療育	

要支援者について

令和6年4月1日時点



個別避難計画について

1. 個別避難計画とは

災害時に、**避難行動要支援者**の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するために、避難行動要支援者お一人ひとりの支援者や避難場所、経路等を記載する避難計画です。

田原本町は計画作成を居宅介護支援事業所及び指定特定相談支援事業所に委託予定ですが、計画作成者に責任を負うものではありません。あくまでも主体は市町村です。

2. 個別避難計画を作成する対象者とは

避難行動要支援者名簿に記載されている方のうち、個別避難計画の作成について同意をいただいた方が対象になります。

個別避難計画について

3. 情報共有について

災害の発生に備えて、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供します。また災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、町は避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者、その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができます。

4. 活用方法

- 地域間の繋がりを深める
- 行政や地域が行う避難支援活動において要支援者の避難サポート

個別避難計画（計画作成数の予定）

1. 個別避難計画の種類について

個別避難計画は、次に掲げる2種類とする。

（1）事業所や地域の方と作成する個別避難計画

優先度の高い避難行動要支援者から順に地域の方と連携して作成する。

（2）本人・関係者記入の個別避難計画（自己作成）

本人又はその関係者が記入し、町に提出する。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	自己作成者数
要支援・要介護	150	150	100	100
障害者手帳所持者	20	20	14	153
合計	170	170	114	253

皆様をお願いしたいこと（役割分担）

2. 個別避難計画作成に係る関係者とは
個別避難計画作成にあたって連携する関係者としては、自治会、民生児童委員、介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職、自主防災組織等



自治会の役割

人材や備蓄品を把握

- 自治会内の関係者の調整
- 支援者の検討
- 備蓄品の準備等



介護支援専門員・相談支援専門員

対象者との信頼関係

- 要支援者や家族に説明
- 地域調整会議の開催
- 計画書を要支援者や家族に提供



行政の役割

支援が必要な方を把握

- 要支援者の名簿の管理
- 名簿の提供及び計画作成の意向確認
- 自治会へ定期的な名簿や計画書の提供
- 取組関係者間の連携調整



田原本町個別避難計画

作成日	年 月 日
作成者	事業所名 ()
	連絡先 ()
	氏名 ()

フリガナ		性別	自治会	
氏名		男・女	指定避難所	
生年月日	年 月 日	歳	電話番号	
住所	田原本町			
家族構成	□ひとり暮らし □同居家族あり ()人 ※本人含む		備考	
心身状況	□要介護・要支援認定 □障害者手帳種類 (□身体 □精神 □療育)			
緊急連絡先 (家族など)	氏名		電話番号	続柄
	住所	メールアドレス		
	氏名		電話番号	続柄
	住所	メールアドレス		
かかりつけ医	名称	連絡先	携行する 医薬品	

利用している 居宅サービス など	□訪問サービス (事業所名)	連絡先 ()
	□通所サービス (事業所名)	連絡先 ()
	□短期入所サービス (事業所名)	連絡先 ()

ハザードの状況 など	構造	木造・鉄骨・鉄筋	□戸建住宅 □集合住宅 (階建ての 階)
	洪水	浸水想定区域内・区域外	浸水想定 ()メートル その他

災害時に配慮 しなくてはなら ない事項 あてはまるもの すべてに <input checked="" type="checkbox"/>	□立つことや歩行が困難	□音が聞こえない (聞き取りにくい)
	□物が見えない (見えにくい)	□言葉や文字の理解がむずかしい
	□危険なことが判断できない	□顔を見ても知人や家族とわからない
	□医療的ケア 【 酸素 インスリン 透析 その他 () 】	
	□障害特性 ()	
必要な持ち物	薬 ()	
	その他 ()	

避難支援者	フリガナ		電話番号	
	氏名		メールアドレス	
	住所		本人との関係	
	フリガナ		電話番号	
	氏名		メールアドレス	
	住所		本人との関係	

※避難支援者は、災害発生時に可能な範囲であなたの避難支援を行うものであり、法的な責任や義務を負うものではありません。

避難場所や経路の情報、避難における留意事項など

【洪水時（大雨）時の避難】	<input type="checkbox"/> 在宅避難 <input type="checkbox"/> 親族・知人宅 <input type="checkbox"/> 指定避難所 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()

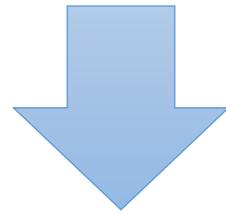
【地震時の避難】	<input type="checkbox"/> 在宅避難 <input type="checkbox"/> 親族・知人宅 <input type="checkbox"/> 指定避難所 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()

モデル事業の地域調整会議



個別避難計画を作ることによって・・・

一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる包括的なコミュニティ、地域、社会を創る。個別避難計画作成は地域のつながりの再構築につながる。



地域共生社会の実現



計画作成においてこんな場合は

Q1. 地域連携会議のメンバーは。

要支援者、家族、支援者、自治会関係者、民生児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員です。必ずしも全ての方が参加いただく必要はありません。

Q2. 要支援者の状態が変わり避難方法が大きく変わる場合は。

状況に応じて、再度計画を変更していただきます。

Q3. 実行できなかった場合にどうなるのか。

計画の実行が出来なくても関係者の方に責任を負うものではありません。あくまでも地域の避難支援活動の助けとなるものです。

○計画はどんな場合に実行となるのか

レベル3 高齢者等避難（高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり避難の準備をしたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

○自治会において、避難時の支援が難しい場合は。

自治会でできることを共有してください。災害時に支援者が身を守る方法を関係者の方や町が連携し考えていければと思います。

今後の予定

- 令和6年7月3日：自治会と事業所合同で説明会開催
（自治会に避難行動要支援者名簿を提供）
- 8月5日：民生児童委員向け説明会開催
（避難行動要支援者名簿を提供）
- 8月：事業所と契約開始
- 9月：令和6年度分の個別避難計画作成分を依頼
- 10月：自己作成対象者に送付
- 令和7年4月：更新した避難行動要支援者名簿を自治会に配布

計画支援者のうち、優先度の高い方から順に、段階的に個別避難計画の作成を推進していく予定です。

また、個別避難計画（自己作成）対象者については、ご本人や関係者が個別避難計画を自ら作成できるよう支援を進める予定です。

個人情報取り扱いについて

名簿・計画情報については、町及び避難支援等関係者に守秘義務が課されます。

避難行動要支援者名簿の管理について

要支援者の氏名、住所、連絡先など個人情報が含まれることから、自治会で取り扱っている個人情報と同様に鍵のかかるところで適切に管理してください。避難支援等に関する目的以外には使用できません。

下記についてもご留意ください。

1. できる限り屋外に持ち出さない
2. 持ち出す場合は、紛失すること（風に飛ばされる等）のないよう細心の注意を払う
3. 保管場所をしっかりと決めておく
4. 名簿を管理する人をあらかじめ決めておく（例 役員までなど）
5. 名簿を管理する人が交代する時には、後任に必ず引き継ぐ

最後に

この個別避難計画の作成にあたっては、地域の皆さま、福祉専門職の皆さまのご協力が必要不可欠であります。本人や家族はもちろん、地域の皆さま、福祉専門職の皆さまが、お互い持っている知識・資源を出し合い、全員が主体的に関わることで、より実効性の高い計画になるものと考えています。

決して皆様が責任を負うものではありません。

ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

